

2010
NOVEMBER

社会保険さが

NO.729

11

霜月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■佐賀市 佐賀国際バルーンフェスタ

今月の記事

● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ
社会保険適用関係の各種届はお早めにご提出を!! 2
- 各種適用関係届書の送付先 2
- 年金受給者のみなさまへ
『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう! 3
- 佐賀県内の年金事務所へは相談内容に応じて以下の電話番号におかけください 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 限度額適用認定証 4~5

● (財)佐賀県社会保険協会

- 第4期 初心者向け社会保険事務講習会のご案内 6
- 平成22年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内 7

年金相談窓口開設等のご案内 8

控除証明書専用ダイヤル 8

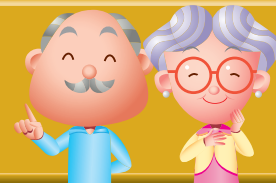
ねんきん定期便専用ダイヤル 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

日本年金機構

事業主の皆様へ

社会保険適用関係の各種届は
お早めにご提出を!!



◆社会保険適用に関する各種届について、期限等を今一度確認していただき、届出が遅れたり忘れたりすることがないようにお願いします。

什么时候	なにを(届出種類)	いつまでに	だれが
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届	5日以内	事業主
被保険者が退職したとき、亡くなったとき	被保険者資格喪失届	5日以内	事業主
被扶養者について変更があったとき	被扶養者異動届	5日以内	被保険者 (事業主経由)
固定的賃金の変動に伴う、報酬の大幅な変更があったとき	被保険者報酬月額変更届	固定的賃金の変動月以後3ヶ月分の報酬の支払い後すみやかに	事業主
賞与等を支給したとき	被保険者賞与支払届総括表 被保険者賞与支払届	5日以内	事業主
氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更(訂正)届	すみやかに	事業主
住所を変更したとき	被保険者住所変更届	すみやかに	事業主

詳細は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)「申請様式一覧」に掲載しております。

各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル5F

日本年金機構 佐賀事務センター

※佐賀事務センターは駐車場(駐車券)がございませんので、届書等はご郵送いただきますようお願いいたします。



年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額(※)以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。



65歳未満の方 年金額108万円
65歳以上の方 年金額158万円



そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

※源泉徴収の対象とならない方には、このハガキは送付されません。

この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなる場合があります。

提出期限までに忘れずに提出してください。



お問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165へ！

佐賀県内の年金事務所へは相談内容に応じて以下の電話番号におかけください

年金事務所	相談内容	電話番号
佐賀年金事務所	厚生年金の加入などに関するご相談	0952-31-4192
	厚生年金の保険料に関するご相談	0952-31-4193
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0952-31-4194
	年金の請求手続きなどのご相談	0952-31-4191
唐津年金事務所	厚生年金の加入などに関するご相談	0955-72-5162
	厚生年金の保険料に関するご相談	0955-75-3231
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0955-72-5163
	年金の請求手続きなどのご相談	0955-72-5161
武雄年金事務所	厚生年金の加入などに関するご相談	0954-23-0122
	厚生年金の保険料に関するご相談	0954-22-5546
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0954-23-0123
	年金の請求手続きなどのご相談	0954-23-0121

げんどがくてきょうにんていしょう

「限度額適用認定証」

医療費の支払いが軽減されます

全国健康保険協会佐賀支部



TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索

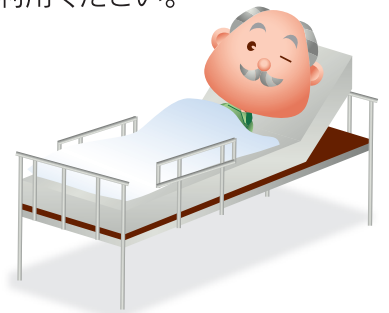
病気やケガで入院するときには、医療費が高額になり支払いが大変です。

健康保険には、入院して一ヶ月間(1日～末日)にかかる医療費が高額になるときに、病院の窓口での支払いが軽減される「限度額適用認定証」という制度があります。入院されるときは、ぜひご利用ください。

本来の窓口負担額

支払いが必要な分
(自己負担限度額)

軽減される分



●自己負担限度額は、被保険者の収入により3段階に分かれます。

A 上位所得者：被保険者の月給(標準報酬月額)が53万円以上の場合	150,000+α円
B 一般：A・C以外の場合	80,100+α円
C 低所得者：被保険者の住民税が非課税の場合	35,400円

※「+α」部分は、本来の窓口負担額が高いほど高くなります。

詳細な計算式を確認されたいときはHPをご覧くださいか、お問い合わせください。

※「C低所得者」は、被扶養者の入院の場合でも、被保険者の住民税が基準となります。

計算例

●被保険者N田さん(3割負担)が入院し、本来の窓口負担額が30万円だった場合。

- ・N田さんが、A上位所得者の場合 ⇒ 支払いは、155,000円で済みます。(145,000円軽減されます。)
- ・N田さんが、B一般の場合 ⇒ 支払いは、87,430円で済みます。(212,570円軽減されます。)
- ・N田さんが、C低所得者の場合 ⇒ 支払いは、35,400円で済みます。(264,600円軽減されます。)

高額療養費との違い

高額療養費は、いったん「本来の窓口負担分」を支払った後で払い戻しを受ける制度で、払い戻しまでに長期間かかるため、経済的負担が大きくなってしまいます。

入院のときは限度額適用認定証をご利用下さい。

いったん本来の窓口負担分を支払う

自己負担限度額

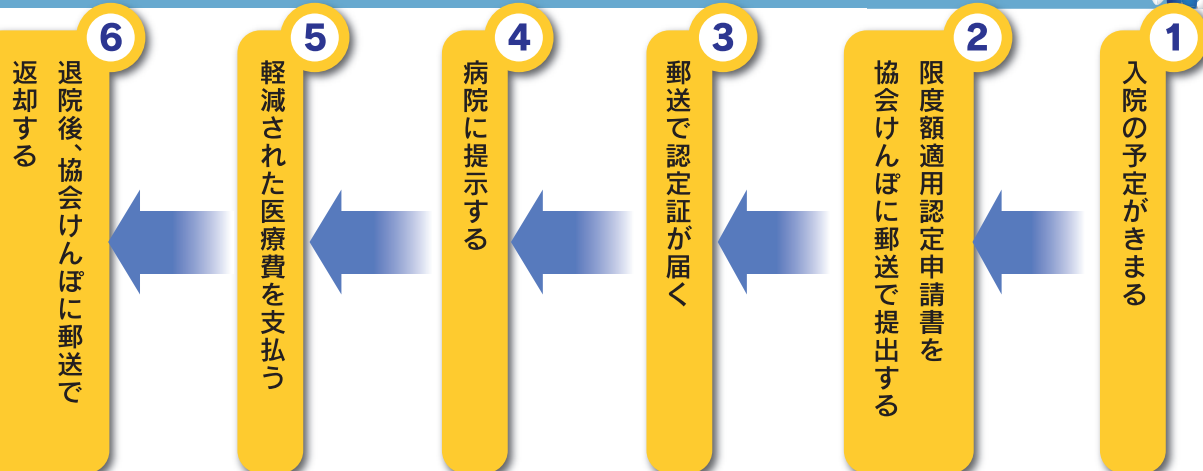
限度額適用認定証と同じ

払い戻される分

診療月の4ヶ月後に払い戻し

最終的な負担額は同じになります。

申請のながれ



申請方法

- 申請書は所得区分に応じて2種類あります。

	「A上位所得者・B一般」の場合	「C低所得者」の場合
申請書名	健康保険限度額適用認定申請書	健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
必要な添付書類	・入院される方の健康保険証のコピー	・入院される方の健康保険証のコピー ・被保険者の非課税証明書

- 非課税かどうかの確認、非課税証明書の発行は、お住まいの市役所にて行ってください。また、4月～7月受診の場合は「前年度」の証明書、8月～翌年3月受診の場合は「当年度」の証明書を添付してください。
- 申請書は、佐賀支部窓口・武雄年金事務所・唐津年金事務所に設置しています。

ホームページからも印刷できます。

検索 

注意！

- 軽減の対象となるのは、健康保険の適用となる医療費のみです。入院にかかるその他の費用（食費・差額のベッド費など）は対象外です。
- 入院時のみ使用できます。外来で高額になる場合は、高額療養費を申請して下さい。
- 申請を受け付けた月から有効です。有効期間のさかのぼりはできませんので、入院が決まったらすぐに申請して下さい。
- ①限度額認定証を使用した月に、他の病院で受診した場合・他の家族が受診した場合、②使用した月以前12ヶ月間に4回以上医療費が高額になっている場合は、高額療養費も受給できることがありますので、お問い合わせ下さい。

(財)佐賀県社会保険協会



平成22年度
第4期

初心者向け社会保険事務講習会

初心者及び社会保険事務経験1~2年の担当者を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等について講習会を開催いたします。

地区	日時	会場
佐賀会場	平成23年1月12日(水)	アバンセ 佐賀市天神3-2-11
武雄会場	平成23年1月14日(金)	武雄市文化会館 武雄市武雄町大字武雄5538-1
唐津会場	平成23年1月17日(月)	唐津市民会館 唐津市西城内6-33
鳥栖会場	平成23年1月20日(木)	鳥栖市中央公民館 鳥栖市宿町807-17

◆実施期間 各会場共通: 13:30受付 ▶13:50開始 ▶16:00終了

募集定員

各会場とも**30名**(定員になり次第締め切ります)

※1事業所2名までの参加をお願いします。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験1~2年の方

講師

社会保険労務士

参加費

会員事業所は無料

(平成22年度会費未納事業所は資料代等として500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会



〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

会員番号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場・日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津)	会場/平成	年	月 日()
参加者氏名(2名まで)				
事業所名				
事業所所在地	〒	電話番号	()	

※申込書にご記入して頂きました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成22年度

年金シニアライフセミナー開催のご案内



佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

地区	日時	会場
唐津会場	平成23年1月23日(日)	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ 唐津市ニタ子3-155-4
武雄会場	平成23年1月30日(日)	武雄センチュリーホテル 武雄市武雄町大字武雄4075-13
佐賀会場	平成23年2月6日(日)	マリトピア 佐賀市新栄東3-7-8
鳥栖会場	平成23年2月20日(日)	サンメッセ鳥栖 鳥栖市本鳥栖町1819

◆実施期間 各会場共通: 12:30受付 ▶13:00開始 ▶16:40終了

対象者

- 50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
- 健康保険委員・年金委員等 ※特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも**50名** (ただし、申し込み先着順とします)

受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

- 退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
- ライフプランと生きがい・家庭経済等

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。**定員になり次第締め切ります。**

お申込み
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会



〈キリトリ線〉

年金シニアライフセミナー 参加申込書

参加希望会場	1. 唐津会場	2. 武雄会場	3. 佐賀会場	4. 鳥栖会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
参加者住所	〒		参加者 TEL		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年12月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2 鳥栖市役所 (予約)	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9 鳥栖市役所 (予約)	10 伊万里市役所 (予約)	11 休日相談日
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16 鳥栖市役所 (予約)	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31	

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。
 ●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
 ●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
 ●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所においては平成23年1月から毎月第2土曜日の年金相談が完全予約制になります。来所いただく場合は、事前に電話予約をお願いいたします。

県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
 相談時間 10:00~15:00

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせ先

＜専用ダイヤル電話番号＞
0570-070-117

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※IP電話等の方は、「03-6700-1130」へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

＜受付期間＞

**平成22年11月1日(月)~
 平成23年3月15日(火)**

＜受付時間＞

●月~金曜日:午前8:30~午後5:15
 ●第2土曜日:午前9:30~午後4:00

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付
 ※祝日、12月29日~1月3日は、ご利用いただけません。



『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555 (ナビダイヤル)

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月~金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成22年11月分保険料の納付期限は**平成23年1月4日(火)**です。

ご注意ください!!

※平成22年11月分の社会保険料計算に係る届書は12月6日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成22年11月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。